

(別紙4) (第8関係)

令和5年度「農業支援サービス事業緊急拡大支援対策のうち
農業支援サービス事業体ビジネス確立支援」審査基準

事業の要件を満たす場合であっても、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は採択しないものとする。

1. 過去3か年に「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)第17条第1項又は第2項に基づく交付決定取消のある応募団体(共同団体を含む。)の場合
2. 審査項目1から3までのいずれかにおいて審査委員の過半から3点以下の採点を受けた場合

審査項目	審査項目の詳細	点数配分
1 事業の効果	取組主体の効率的な募集が期待できるか。	特に優れている 10 点(満点) 優れている 7 点 普通 5 点 やや劣る 3 点 劣る 1 点
	計画している取組主体の支援数は妥当なものとなっているか。	特に優れている 10 点(満点) 優れている 7 点 普通 5 点 やや劣る 3 点 劣る 1 点
2 事業実施計画の妥当性	事業計画に記載の取組について ・事業実施体制は成果目標の達成に向けて整合性が取れているか。	特に優れている 10 点(満点) 優れている 7 点 普通 5 点 やや劣る 3 点 劣る 1 点
	事業計画に記載の取組について ・事業の実施スケジュールは妥当であり、実現性はあるか。	特に優れている 10 点(満点) 優れている 7 点 普通 5 点 やや劣る 3 点 劣る 1 点
3 事業費の算定	・事業内容に見合った経費で精度の高い積算がなされているか。	特に優れている 10 点(満点) 優れている 7 点 普通 5 点 やや劣る 3 点 劣る 1 点